

# 奈良県薬業史略年表

# 奈良県薬業史略年表

## 明治以前

年代	薬事関係	医事関係ほか
500年ごろ	中国で『神農本草経集注』成る。	
534	百済に医・易・暦の三博士派遣を要請。	
538		仏教が正式に伝来した。
554	百済から三博士と採薬師らが来日。	
562	薬方書などが伝来した。	
598 (推古6)	聖徳太子、推古天皇に薬草を貯えることを奨めた。	
607 (推古15)		小野妹子を隋に派遣。
611 (推古19)	推古天皇、百官をつれて、菟田野に薬狩り（5月5日は薬日とされ、年中行事となる）。	
612 (推古20)	前年と同じ薬狩り。	
634 (舒明6)		役小角（役行者）出生と伝える。
694 (持統8)		藤原京に遷都。
701 (大宝元)	大宝律令施行。 大学・国学のほか、典薬寮など設置。	
710 (和銅3)		平城京に遷都。
718 (養老2)		養老律令制定。
730 (天平2)	聖武天皇、皇后宮職に施薬院設置。	
735 (天平7)		天然痘流行（737年にも流行）。
752 (天平勝宝4)		東大寺大仏開眼供養。
754 (天平勝宝6)	鑑真、来日（鑑真は医薬にくわしかった）。	
794 (延暦13)		平安京に遷都。

年代	薬事関係	医事関係ほか
808 (大同3)	安倍真正、出雲広貞らの『大同類聚方』成る(当時の医術、処方集大成)。	
839 (承和6)	典薬寮に御薬園設置。	
859 (貞観元)	出雲岑嗣に備中の石鍾乳を採取させる。	
918 (延喜18)	日本最古の本草辞典、深根輔仁の『本草和名』成る(唐の『新修本草』による)。	
921 (延喜21)	深根輔仁『養生秘抄』成る。	
927 (延長5)		『延喜式』成る。
984 (永観2)	丹波康頼『医心方』成る(隋・唐の医薬書を広く引用編述、平安時代の代表的医書)。	
989 (永祚元)		大和各地は暴風雨で大被害。
1007 (寛弘4)		藤原道長、金峰山に参詣。
1136 (保延2)		若宮祭(おん祭)創始。
1165 (永万元)	勝賢『香薬抄』(香部と薬部)を手写。	
1167 (仁安2)		平清盛、太政大臣になる。
1168 (仁安3)		荣西、宋から帰国。
1180 (治承4)		平重衡、南都焼きうち。
1192 (建久3)		源頼朝、征夷大將軍になる。
1214 (建保2)	荣西『喫茶養生記』成る。	
1264 (文永元)	忍性、極楽寺に施薬院などを設立。このころ、大和の寺院では薬としての茶の栽培が広まる。	
1282 (弘安5)	惟宗具俊『節用本草』成る。	
1284 (弘安7)	惟宗具俊『本草色薬抄』成る。	
1288 (正応元)		丹波行長『衛生秘要抄』(衛生の初出)成る。

年代	薬事関係	医事関係ほか
1290 (正応3)		叡尊没.
1334 (建武元)		建武新政.
1385 (至徳元 元中2)		足利義満、春日社へ参詣.
1404 (応永11)	明との勘合貿易で、輸入品のなかに薬などがある.	
1428 (正長元)		京都に土一揆がおこり、奈良にも波及.
1478 (文明10)	『多聞院日記』(～1618)に薬名、薬法のことが見られる.	
1528 (享禄元)	堺の医者、阿佐井野宗瑞『医書大全』を開板.	
1543 (天文12)		鉄砲伝来.
1549 (天文18)		キリスト教伝来.
1559 (永禄2)		アルメイダ、豊後府内に病院などを建設、医薬活動に従事.
1560 (永禄3)		織田信長、尾張桶狭間で今川義元を破る.
1590 (天正18)	益田友嘉、江戸日本橋に薬店を開く(江戸薬種商の初め).	豊臣秀吉、全国を統一.
1599 (慶長4)		曲直瀬玄朔『延寿撮要』を著す.
1603 (慶長8)		徳川家康、江戸幕府を開く.
1611 (慶長16)		李朱医学理論書『素問入式運氣論』刊.
1637 (寛永14)	『本草綱目』の和刻本成る.	
1638 (寛永15)	幕府、麻布と大塚に薬園を開く.	
1639 (寛永16)		鎖国.
1649 (慶安2)		蘭医カスバル、江戸で紅毛流外科を教授.
1679 (延宝7)		名古屋玄医『医方問余』を著し、古医方を唱える.

年代	薬事関係	医事関係ほか
1682 (天和2)	毒薬並に似せ薬売買禁止令。	
1684 (貞享元)	幕府、大塚薬園を小石川に移し、小石川薬園と改称。	
1687 (貞享4)	この年、奈良町に薬屋13軒（『奈良囃』）。	生類憐みの令。
1690 (元禄3)	富山の反魂丹の行商始まる。	ドイツ人医師・博物学者ケンペル来日（～92）。
1692 (元禄5)	大仏開眼供養、西大寺の豊心丹売切れる。	
1708 (宝永5)	貝原益軒の『大和本草』成る。	
1713 (正徳3)		貝原益軒『養生訓』を著す。
1715 (正徳5)	江戸本町の薬種問屋24人、株仲間を結成。 稲生若水『庶物類纂』362巻を完成。	
1716 (享保元)		享保の改革（～35）。
1720 (享保5)	徳川吉宗、この年から採薬使を各地に派遣。	
1721 (享保6)	幕府、小石川薬園を整備拡充。	
1722 (享保7)	江戸・大阪に和薬種改会所開設。 大坂の薬種屋124人、株仲間を結成。	
1726 (享保11)	植村左平次政勝、初めて大和の採薬調査（この後4度来和）。	
1728 (享保13)	香川牛山『薬籠本草』（薬物本草書）を著す。	
1729 (享保14)	植村左平次、150日にわたり大和採薬行、森野藤助ら同行、 下市薬園・森野薬園創設。	
1754 (宝暦4)		山脇東洋、わが国初の人体解剖を見分して『蔵志』を著す（1759年刊）。
1763 (宝暦13)	幕府、江戸飯田町に人参製法所を建立。	
1767 (明和4)	森野藤助、晩年に『松山本草』10巻を著し、この年没。	
1771 (明和8)	吉益東洞『薬徴』を著す。	

年代	薬事関係	医事関係ほか
1774 (安永3)		前野良沢・杉田玄白訳『解体新書』刊。
1783 (天明3)	大和の薬種屋合薬屋(奈良町23人・在方98人)株仲間を結成。	
1787 (天明7)		寛政の改革(～93)。
1803 (享和3)	小野蘭山『本草綱目啓蒙』刊。	
1805 (文化2)		華岡青洲、世界初の全身麻酔に成功、乳癌手術を行う。
1816 (文化13)	富山藩、反魂丹役所を設立、売薬業の保護統制にあたる。	
1823 (文政6)		シーボルト、オランダ商館医として来日(～29)。
1826 (文政9)	紀州藩、他国売薬人を差留める。	
1827 (文政10)	このころ大和の売薬行商、西国33か国から東国にも及ぶという。	
1828 (文政11)	宇田川榛斎『和蘭薬鏡』を著す。	
1841 (天保12)		天保の改革(～43)。株仲間解散令。
1851 (嘉永4)	この年、大和今住組の薬種屋4人・合薬屋34人。	株仲間再興令。
1857 (安政4)	遅くもこのころ、大和売薬の行商圈がほぼ全国にひろがる。	蘭医ボンペ、長崎海軍伝習所で西洋医学を講義。
1860 (万延元)	大和の薬種屋合薬屋、仲間規約を定める(今住組に77人、高田組に120人の業者あり)。	
1861 (文久元)		幕府、ボンペの建議により長崎に養生所(西洋式病院)と医学所を設立。江戸の種痘所を西洋医学所に改め西洋医学の教育機関とする。
1863 (文久3)	大和の薬種屋合薬屋、仲間規約を定める(今住組に93人の業者)。	
1866 (慶応2)	大和の配置売薬業者72人、富山売薬の業者代表と取締役定書を取りかわす。	

## 明治以後

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1868 (明治元)			4	討幕軍江戸入城.
			5	株仲間等廃止.
			9	開成所復興.
1869 (明治2)			12	開成学校を大学南校、医学校を大学本校とする.
1870 (明治3)	12	売薬取締規則布達. 売薬取締は大学本校の所管とする.		政府、ドイツ医学採用の方針を決定.
1871 (明治4)			4	廃藩置県の詔書出る.
			11	15県を総合して旧大和一円の奈良県誕生. 英方による軍医療の局法を採用.
1872 (明治5)	3	文部省に医務課を新設、薬事を所管.	1	全国に戸長を置く(庄屋・名主制の廃止).
			8	学制を公布.
			9	新橋横浜間鉄道開通.
			11	徴兵令公布.
1873 (明治6)	3	文部省医務課は局に昇格.	7	地租改正条例布告.
1874 (明治7)	7	売薬検査は無効無害主義をとる.	3	秩禄公債発行条例公布.
	7	東京司薬場開設.	5	大阪～神戸間鉄道開通
	10	従来の売薬鑑札返納、新鑑札交付.	6	北海道屯田兵制度制定.
1875 (明治8)	2	京都司薬場開設.	2	天然痘予防規則制定.
	3	大阪司薬場開設.	6	貨幣条例制定.
	6	衛生行政の文部省から内務省への移管決定. 東京・大阪・京都で薬舗開業試験の実施を発表.		
1876 (明治9)	3	府県衛生課事務条項制定.	4	奈良県を堺県に合併.
	5	製薬免許手続布達	8	金禄公債証書発行条例制定、華士族以下の家禄、賞典禄廃止.
	7	内務省に衛生局売薬課を設置		
	8	長崎・横浜に司薬場開設、京都司薬場廃止		
1877 (明治10)	1	売薬規則布達、売薬営業税、鑑札料賦課、同年4月堺県令から関係手続等を布達.	1	地租軽減の詔を發布.
			1	西南戦争開戦
			10	西南戦争終結
	2	毒薬劇薬取締規則布達.		
1878 (明治11)	4	薬用阿片売買製造規則布告.	7	府県会規則、地方税規則制定.
1879 (明治12)	7	内務省、府県に衛生課設置を令達.		
	7	内務省に中央衛生会設置.		

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1880 (明治13)	1	薬品取扱規則布達.	11	紙幣整理に着手.
1881 (明治14)			2	堺県と大阪府合併、大阪府大和国となる.
			4	農商務省設置.
			10	国会を23年に開設するとの詔書換発.
1882 (明治15)	5	薬舗并薬種商取締規則施行.	11	地方官に対し軍備拡張の詔換発.
	7	葛上郡の売薬業者111人売薬の有効無害を主張し、印紙税規則修正を嘆願.	12	自由民権運動激化.
	10	売薬印紙税規則布告. 施行は翌年1月.		
1883 (明治16)	5	東京・大阪・横浜の司薬場を衛生試験場と改称.	5	国立銀行条例改正、各銀行紙幣の整理.
	9	大和国売薬営業者組合設立認可.	10	医術開業試験規則、医師免許規則制定.
1884 (明治17)	7	売薬検査手続布達.	11	同業組合準則制定.
			12	前田正名「興業意見」編さん.
1885 (明治18)			7	醤油税・菓子税賦課.
1886 (明治19)	2	薬種商営業規則公布.	1	正貨兌換開始.
	6	日本薬局法公布.		
	7	売薬印紙交換規則公布.		
	10	無印紙売薬の買い受け、預け置き、所持するものを科料処分.		
1887 (明治20)		南葛城郡に同業組織・貫盛社発足.	5	衛生試験所官制公布.
			11	奈良県設置.
1888 (明治21)			4	市制、町村制公布.
1889 (明治22)	3	薬品営業並薬品取扱規則、薬品巡視規則公布.	2	大日本帝国憲法発布.
1890 (明治23)	3	業種商製薬者取締細則施行.	4	商法公布.
			9	商業会議所条例公布.
1893 (明治26)	7	地方官官制改正、売薬行政は警察部所管.		
1894 (明治27)	2	奈良に奈良売薬卸売株式会社設立.	8	日清戦争おこる.
	5	大和売薬株式会社創立、売薬業で初の株式会社		
1895 (明治28)			4	日清講和、三国干渉.

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1896 (明治29)	10	奈良県生薬業取締規則制定.	10	第1回農工商高等会議に職工取締り、保護を諮問.
1897 (明治30)	11	吉野・宇智両郡生薬業組合設立.	3	金本位制採用.
1898 (明治31)			7	民法全編施行.
1899 (明治32)	3	三光丸同盟会盟約書を作成.	7	条約改正実現.
1900 (明治33)			3	重要物産同業組合法、産業組合法公布.
1901 (明治34)			3	増税案両院通過.
1902 (明治35)	6	大和売薬の中国向け輸出開始.	1	日英同盟調印. 煙草専売制、地租増徴決定.
1904 (明治37)	4	非常特別税法公布.	2	日露開戦.
	9	売薬規則施行手続の制定と書式公布.		
1905 (明治38)	5	売薬税法施行、売薬営業税廃止、売薬印紙は定価の10%となる.	9	ポーツマス条約調印.
1906 (明治39)	7	改正日本薬局法公布.	9	鉄道国有法公布.
1910 (明治43)	3	非常特別税廃止、売薬税法改正により売薬営業税復活.	1	産業組合中央会設立認可.
1911 (明治44)	4	県税・市町村税として売薬営業税付加税を賦課、奈良・富山などで売薬行商税新設.	8	日韓条約調印.
	8	大和売薬同業組合設置認可、地区は南葛城郡・北葛城郡・高市郡.	1	大逆事件判決.
1912 (明治45 大正元)	5	同業組合地区を32区画に分け地方委員各1人を配置することを決定.	2	工場法公布.
1913 (大正2)	5	地方委員区ごとに地方薬業会設置開始.	7	明治天皇没.
	10	同業組合の地区に磯城郡追加.	1	護憲運動高揚期に向う.
1914 (大正3)	3	売薬法公布.	7	第一次世界大戦開戦、翌月日本参戦.
	6	2府7県の売薬業連合大会を大津市で開催、中央売薬同盟会を組織.		
1915 (大正4)	5	奈良県公会堂で中央売薬同盟会第2回代議員会開催.	5	対華21カ条要求調印.
	5	奈良の石崎文庫で和漢薬展覧会を開く.		
	6	染料医薬品製造奨励法公布.		

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1916 (大正5)	3	同業組合不良行商人取締委員を囑託.	9	工場法施行.
1917 (大正6)	9	組合標章や薬品入れ替えのときにその服数を改める注意書の印刷を励行しない組合員に過怠金を科す.	9	市街地信用組合制度創設.
1918 (大正7)	3	売薬行商税を県会は1人当り10銭に修正可決.	9	暴利を目的とする売買の取締令施行.
1919 (大正8)	6	県の行商人の行商先地域組合(高知県)への強制加入問題解決.	8	米騒動おこる. シベリア出兵.
1920 (大正9)			1	スペイン風邪大流行.
1921 (大正10)	10	同業組合代表は売薬営業税修正、印紙税廃止を陳情.	4	日銀が財界救済の非常貸出を声明.
1922 (大正11)	7	売薬営業税廃止、一般「営業税」を売薬業者に賦課を決定.	4	郡制廃止法公布.
	10	同業組合は売薬検査心得の検査基準の見直しを陳情.	2	全国商業会議所大会営業税廃止を決議.
1923 (大正12)	9	同業組合は関東大震災被災地に20万貼の薬品を寄贈.	7	軍縮計画発表.
1924 (大正13)	11	印紙配給円滑を欠き対策を陳情.	3	工場労働者最低年齢法公布.
1925 (大正14)	9	同業組合は営業者大会で売薬税廃止税期成同盟会をつくり陳情、翌年目的達成.	9	関東大震災おこる.
1926 (大正15)	2	日本医師会は売薬成分の公示、定価の許可制、広告取締違反者への体刑などを内相に建議.	7	メートル法使用開始.
	4	営業税・売薬税廃止・営業収益税新設.	3	普通選挙法が議会通過.
1927 (昭和2)	3	業界あげての反対の中で花柳病予防法修正案が貴族院通過.	3	税制改正関連法公布、営業税廃止、営業収益税新設.
	10	奈良県公会堂で第7回全国売薬業団体連合大会を開催.	7	健康保険法施行.
1928 (昭和3)	3	売薬税戻税63万円余の交付完了.	12	大正天皇没.
	4	売薬配置税課税決定、その前後に行商人に対する県税営業(収益)税問題も論議をよぶ.	4	全国各地で銀行取り付け騒ぎ、3週間の支払停止令.
1929 (昭和4)	3	奈良市で売薬行商人大会を開催、営業税不納同盟を結び薬学校設立などを要求.	2	第1回普通選挙実施.
	4	奈良県立工業試験場に売薬試験部	5	日本商工会議所創立.
			7	改正工場法施行.
			10	「暗黒の木曜日」(ニューヨーク株式大暴落).

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1930 (昭和5)	9	を置く。 朝鮮博覧会に製剤120点出品。		
	1	工業試験場売薬部試験報告作成、 同業組合員に配布。	1	金輸出解禁、昭和恐慌本格化。
	2	同業組合は医師会の売薬印紙税復 活の動きに対して反対陳情。	6	生糸価格大暴落。
	4	私立奈良県薬学校創立。	9	米価大暴落。
	5	麻薬取締規則公布。	9	農山村救済融資を閣議決定。 中小商工業者金融改善政府案を決 定。
	9	売薬法施行規則一部改正。		
1931 (昭和6)	3	県衛生当局を招き売薬処方研究会 を開催。	4	工業組合法公布。
			9	満州事変勃発。
1932 (昭和7)	2	東北冷害地域へ売薬寄贈。	12	金輸出再禁止、金兌換停止。
	3	同業組合は行商人取締細目および 最寄会設置を決議。	5	5・15事件。
	3	大和売薬北海道同盟会を結成。	9	商業組合法公布。
	4	同業組合創立20周年記念祝賀会を 開催。	11	農山漁村経済更生計画助成制度創 設。
	5	満州進出のための懇談会・講演会 などこのころから始まる。		
1933 (昭和8)	1	第4回全国配置薬団体連合会総会 を畷傍町で開催。	3	日本、国際連盟を脱退。
	3	三陸津波被災地へ胃腸薬寄贈。	12	このころから「反産運動」おこる。
	8	大和売薬満蒙輸出組合の発起届を 提出。		
	12	全日本商権擁護連盟奈良県大会を 開催。		
1934 (昭和9)	4	奈良県立売薬試験場独立。	10	東北大冷害。
1935 (昭和10)	8	協和製薬公司創立総会を開催。 全購連(10銭)売薬をめぐる反産 運動激化。	8	政府、国体明徴、機関説排撃声明。
1936 (昭和11)	4	大和売薬同業組合は奈良県薬学校 の経営開始。校名を奈良県薬学 商業学校と改称。	2	2・26事件。
			10	商工組合中央金庫設立。
	12	国民健康保険および全購連売薬を 批判して大和売薬業者大会を開催。 出征軍隊慰問品として清涼剤寄贈。	11	物価騰貴で賃上げ争議多発。
1937 (昭和12)	8		7	日中戦争開始。 暴利取締令改正。
			9	輸出入品等臨時措置法・臨時資金 調整法など公布。

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1938 (昭和13)	1	厚生省設置.		国家総動員法、国民健康保険法公布.
	4	商工省令で露店商以外は商品に正札の貼付を指示.	6	物資総動員計画基本原則発表.
	8	大和売薬愛国貯金組合を結成.		商工省に職業対策部設置、翌月厚生省に失業対策部.
	9	このころより売薬も現金取引へ転換しはじめる.		
1939 (昭和14)	10	円ブロック向け輸出調整品目から売薬除外を請願.	2	貸金統制令公布.
	11	大和売薬工業組合を設立.	7	国民徴用令公布.
1940 (昭和15)	3	大和売薬同業組合と奈良県薬業同業組合は奈良県売薬同業組合連合会を結成.	9	ヤミ価格横行、価格等統制令公布.
			4	米穀強制出荷命令発動.
			7	奢侈品等製造販売制限規則施行.
			9	日独伊同盟条約調印.
	6	昭和天皇行幸で護衛警官に医薬品を寄贈.	10	医療制度改善方策決定.
	7	医薬品の最高販売価格指定.	11	大日本産業報国会設立.
	10	大和売薬統制審議会設置を決定.	12	経済新体制確立要綱制定.
	11	第20回全国売薬団体連合会大会を開催、「薬業報国」を宣言.		
	12	このころから売薬新体制（1県1社1戸1袋）の論評おこる.		
	1941 (昭和16)	3	薬事奉公会を結成.	4
5		日本医薬品生産統制(株)・日本医薬品配給統制(株)を設立.	8	重要産業団体令公布. 主要産業に統制会社設立.
1942 (昭和17)			12	大平洋戦争開戦、企業許可令、労務調整令、物資統制令など公布、企業整備に関する方針概要発表.
	2	売薬営業整備要綱制定、4月に奈良県売薬営業整備委員会を発足.	2	国民医療法公布、中小商工業者の整理、統合、職業転換の促進に関する基本方針決定.
	5	東京で全国売薬団体会議を開き売薬営業整備の具体化を協議.	5	企業整備令公布.
	6	大和売薬工業組合は大和売薬整備計画案を作成.	10	電力消費制限実施、青壮年国民登録実施.
	6	厚生省、配置売薬配給統制の件を通達.		
	9	日本配置売薬統制協議会は東京で発会式、日本生薬統制(株)設立.		
	10	奈良県警察部長から売薬営業整備委員会あてに営業整備促進方通達.		
	11	奈良県配置売薬商業組合を設立.		
	12	奈良県売薬営業整備計画を確定.		
	12	大和売薬統制株式会社を設立.		

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1943 (昭和18)	3	薬事法公布.	3	市街地信用組合法、商工組合法公布.
	3	売薬営業整備共助施設要綱について厚生、商工両省から通達.	6	戦力増強企業整備要綱発表.
	6	大和売薬同業組合を解散.	9	男子の就業を17職種に制限.
	8	医薬品製造整備要綱を発表.		
	11	日本売薬配給統制(株)設立.		
	12	大和合同製薬(株)・大和高取製薬(株) ・大和榎原製薬(株)設立.		
1944 (昭和19)	1	大和内外製薬(株)・大和優光製薬(株) ・日本製薬(株)を設立.	1	緊急国民勤労働員要綱決定.
	2	大和東亜製薬(株)・大和中央製薬(株) ・大和共同製薬(株)を設立.	2	決戦非常措置要綱決定.
	3	奈良県薬学商業学校を廃校.		
	8	家庭薬処方整理要綱を制定.		
	12	日本売薬配給統制(株)を日本家庭薬統制(株)と改称.		
1945 (昭和20)			8	ポツダム宣言受諾、第2次世界大戦終結.
			11	財閥解体指令.
			12	労働組合法公布.
1946 (昭和21)	3	県家庭薬組合は自由企業促進につき協議.	2	新旧円交換開始.
	5	家庭薬統制組合に解散命令.	3	物価統制令公布施行.
	11	県家庭薬組合は薬剤師会とともに薬務課新設を県に要望.	10	臨時物資需給調整法公布・第2次農地改革関連法律公布.
			12	傾斜生産方式開始、インフレ、食料危機深刻化.
1947 (昭和22)	2	全国配置家庭薬製造業者懇談会を設立.	4	労働基準法、独禁法、地方自治法など公布.
	2	県家庭薬組合に労務加配米配給割当.	5	新憲法施行.
	5	全国家庭配置商業協同組合連合会は奈良で創立総会.	10	指定生産資材割当規制開始.
	7	1戸1袋制廃止.		
	11	医薬品新統制価格公示(物価庁).		
1948 (昭和23)	5	県薬草増産対策協議会を設置.	9	取引高税実施.
	6	県薬事指導所が完成.	11	極東軍事裁判判決.
	7	薬事法公布.	12	経済安定9原則提示.
1949 (昭和24)	1	医薬品貿易振興会社を設立.	3	日本経済安定策(ドッジライン)提示.
	7	県薬友会は県立医専に薬学専門部設置を協議.	4	1ドル360円為替レート設定.
	10	県製薬協同組合を設立.	5	国民金融公庫法公布.

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1950 (昭和25)			6	中小企業等協同組合法公布。
			7	下山、三鷹事件起る。
	9	県家庭薬配置商業協同組合を設立。	1	取引高税廃止。
	9	県家庭薬振興協議会会則を制定。	6	朝鮮動乱勃発、ブーム起る。
	11	畝傍町に県薬業会館が完成。	9	シャープ税制勧告案発表。
1951 (昭和26)			12	中小企業信用保険法公布。
	1	県家庭薬卸業組合を設立。	6	朝鮮休戦でマリク提案、反動不況はじまる。
	6	薬事審議会および薬剤師試験審議会令を公布。	9	サンフランシスコ平和条約締結。
	10	県、配置薬世論調査を実施。	10	相互銀行、信用金庫発足。
	11	昭和天皇が森野薬草園・製薬工場視察。		
	12	県薬事振興会は御所高校に薬学商業科を、高田・畝傍高校定時制に薬学科設置を陳情。		
1952 (昭和27)	4	県立御所実業高校に薬業科を設置。	4	講和・安保両条約発効。
	5	県薬事指導所条例公布。	5	特定中小企業の安定について臨時措置法公布。
	9	県家庭薬沖縄へ進出。		
1953 (昭和28)	7	県薬草増産対策協議会規則を制定。	4	日米友好通商航海条約調印。
	11	県家庭薬振興推進審議会規則を制定。	8	中小企業金融公庫法公布。
1954 (昭和29)			9	独禁法改正公布。
	4	県家庭薬宣伝費補助金（65万円）を支出。	1	ガット21カ国は日本に最恵国待遇を与える。
	7	県業務課は医薬品製造業の指導基準を決定。	6	近江絹糸人権スト。
1955 (昭和30)	7	薬事法一部改正（医師調剤を大幅に認める）。	2	日本生産性本部発足。
1956 (昭和31)			9	ガット正式加盟。
			4	医薬分業実施。
			10	スエズ動乱。
1957 (昭和32)	3	県製薬組合と配置商業組合が映画『奈良のくすり』製作。	11	中小企業団体の組織に関する法律公布。
	9	県製薬・配置商業両組合は県の補助金で野立看板設置を決定。	12	独占禁止法改正公布。
	10	『奈良県家庭配置薬工業産地診断』を刊行。		
	12	県家庭薬振興研究会を発足。		
1958 (昭和33)	6	奈良県家庭薬卸協同組合を設立。		中小企業信用保険公庫法公布。
	7	薬業界東南アジア進出を計画、県内26社で輸出協会設立を協議。	12	国民健康保険法全面改正公布。
	8	県製薬業者10人東南アジア市場視察。		

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1959 (昭和34)			4	最低賃金法公布.
			7	中小企業退職金共済事業団発足.
			9	伊勢湾台風で東海地方中心に被害.
1960 (昭和35)	8	薬事法改正公布.	4	中小企業業種別振興臨時措置法公布.
	9	県製薬業界は中近東市場調査を実施.	5	商工会の組織についての法律公布.
1961 (昭和36)			6	新安保条約衆院で強行採決.
	3	全国配置家庭薬協議会は奈良市で臨時総会を開く.	6	政府、貿易・為替自由化計画決定.
	10	全国配置家庭薬協議会会則を制定.	12	国民所得倍増計画決定.
1962 (昭和37)			9	農業基本法公布.
			5	第2室戸台風で近畿・北陸に被害.
1963 (昭和38)			5	中小企業団体組織法改正公布.
	1	県配置家庭薬青年部を結成.	3	中小企業近代化促進法公布.
	7	配置販売用医薬品製造業を中小企業近代化資金助成法の対象業種に指定.	6	中小企業投資育成会社法公布.
1964 (昭和39)			7	中小企業基本法公布.
	10	奈良県薬事審議会条例を制定.		
	6	薬業連合会は新潟地震被災地に救援物資寄贈.	4	IMF 8 条国へ移行.
1965 (昭和40)			10	オリンピック東京大会開催.
	8	厚生省から医薬品などの広告の適正化について通達.		東海道新幹線開通.
	3	厚生省はアンブルかぜ薬の全面回収要請、製造中止を指示.	3	山陽特殊製鋼に会社更生法適用.
1966 (昭和41)			6	小規模企業共済法公布. 日韓交渉妥結.
	5	厚生省はかぜ薬に新配伍基準を定める.		
1967 (昭和42)	12	県薬業会館建設促進委員会を発足.	12	年間企業倒産戦後最高.
				中小企業振興事業団発足.
	3	奈良県薬事指導所を改築完成.	7	中小企業対策審議会今後の政策のあり方について中間報告発表.
1968 (昭和43)	10	奈良県家庭薬近代化委員会を設立.	10	明治100年記念式典開催.
	12	県配置家庭薬協議会の第1回近代化委員会を開催.		
1969 (昭和44)	4	全配協総会を奈良県吉野町で開催.	12	中小企業対策審議会今後の政策のあり方について意見具申.
	8	第2回全国薬事青年部大会を奈良市で開催.		
1970 (昭和45)	4	橿原市久米町に県薬業会館が完成.	3	万国博開会式(大阪).
	6	御所市605の10に製薬・配置両組合の事務所が完成.	5	新経済社会発展計画答申. 家内労働法公布.

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1971 (昭和46)	9	配置薬メーカーの企業診断を実施。	9	資本自由化実施。
	4	配置販売品目指定基準改正、アセトアニリドについての陳情書を業界から提出。	8	ニクソン米大統領ドル防衛政策を発表。
	6	配置薬を守る会全ブロック会長会議を榎原市で開催。	12	基準外為相場を1ドル=308円に切り上げ。
1972 (昭和47)			5	沖縄本土復帰。
			7	日本列島改造問題懇談会発足。
1973 (昭和48)			9	日中国交正常化。
	3	県製薬協同組合は個人経営者会議を開催。	10	政府、第3次円対策決定。
	7	県製薬協同組合はGMPについて厚生省へ陳情。	2	円の変動相場制移行。
	11	県製薬協同組合の医薬品開発試験研究所が完成。	4	政府、資本自由化決定。
	12	配置薬議員連盟は東京で発会式。	10	第4次中東戦争、オイルショック、買い溜め・売り惜しみ横行。
1974 (昭和49)	9	医薬品の製造及び品質管理に関する基準(GMP)通知とGMP関係融資につき県薬務課から説明。	11	政府、石油緊急対策要綱発表。
			12	石油需給調整法、国民生活安定緊急措置法公布。
1975 (昭和50)	1	県家庭薬配置商業協同組合の第1回従業員研修大会を開催。	3	政府、石油製品の値上げ決定。
	4	GMP実施細則を制定。	12	経済対策閣僚会議、低成長路線を宣言。
	8	県製薬協同組合は知事にGMP実施に備え資金融資等について陳情。	2	政府、第1次不況対策決定。
	9	配置販売用医薬品製造業は中小企業近代化促進法の指定業種となる。	3	独占禁止法改正政府案提出。
	10	県立民俗博物館で「大和の薬と行商展」開催。	4	公取委石油商関係に立入り調査。
1976 (昭和51)	2	全配協は緊急配置対策(アセトアニリド等含有剤)の実施決定。	4	最高裁、薬事法(薬局などの距離制限)に違憲判決。
	2	県製薬協同組合は配置薬の総点検と回収について協議。	6	経企庁1974年度GNPは戦後初のマイナス成長と発表。
	3	奈良県製薬工業組合を設立。	2	ロッキード疑獄の追求始まる。
	4	配置家庭薬の配置期限実施要領決定。	5	国民生活安定緊急措置法解除。経済審議会、新経済5カ年計画を答申。
	5	中小企業近代化促進法により奈良県配置販売用医薬品製造業を現地調査。	6	関西電力、29%の料金値上げ申請。
	6	ヨーロッパのGMP実施状況を現地調査。	11	この月の企業倒産は史上最高。
			12	事業転換対策臨時措置法公布。

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
1977 (昭和52)	11	全国配置家庭薬工業組合連合会の創立総会を大津市で開催。		
	11	アメリカのGMP実施状況を現地調査。		
	12	配置販売用家庭薬製造業の中小企業近代化計画を発表。		
	6	全国配置家庭薬工業組合連合会の設立を認可。	5	6大都市の交通料金値上げ発表。
	6	ピリン系薬剤削除を告示。	9	「中小企業分野確保法」公布。
	10	県協業化懇談会で製薬協業化推進を決定。	10	通産省、円高対策推進本部を設置。
1978 (昭和53)	11	製薬協同組合はGMP実施についての協業・合併企業への奨励金交付制度につき県議会議長に要望。	11	第3次全国総合開発計画正式決定。
	7	協業組合奈良県製薬の創立総会。	12	独占禁止法改正施行。
			9	政府、内需拡大、構造不況対策など6項目の総合経済対策を決定。
1979 (昭和54)	5	全国配置家庭薬工業組合連合会、配置販売品目の指定統一につき厚生省に要望。	10	特定不況地域の中小企業と雇用についての臨時措置法公布。
	10	薬事法改正公布(再評価の法制化)。	6	産地中小企業対策臨時措置法公布。
	11	県家庭薬卸協同組合は老人施設に医薬品寄贈。	8	東京サミットで石油輸入抑制宣言。
1980 (昭和55)	6	日本配置家庭薬商業組合の設立準備委員会が発足。	9	経済社会新7カ年計画、閣議了解。
	8	GMPについての省令告示、施行は9月30日。		日本商工会議所、一般消費税導入に反対を決議。
1981 (昭和56)	5	県製薬協同組合の医薬品開発試験研究所が厚生大臣指定となる。	4	中小企業事業団法成立。
	8	県家庭薬配置商業協同組合は第1回帳主会長会議を開催。	5	中小企業政策審議会「80年代の中小企業ビジョン」意見具申。
	12	県製薬協同組合は活路開拓調査指導事業の調査結果発表。	12	臨時行政調査会設置。
1982 (昭和57)	3	県製薬協同組合は『奈良県製薬業とビジョン』刊行。		経済閣僚会議は総合経済対策決定。
	4	全国配置薬業青年連合会代表者大会を奈良市で開催。	3	本年度の国民医療費推計は対GNP比5%を突破の見込み。
	5	奈良県衛生対策審議会規則を制定。	8	閣議で行財政改革大綱決定。
	6	日本配置家庭薬商業組合設立の認可。	12	経済閣僚会議で対外経済対策決定。
			6	中小企業近代化審議会は「中小企業の情報化」について意見具申。
			7	行政事務簡素合理化法文布。
			10	商法改正公布。

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
	10	県薬事情報センター（県薬剤師会）を設置。		
	10	県内製薬業者有志で「ヘルスキーパー友の会」設立（婦人配置員採用）。		
1983 (昭和58)	2	県製薬・配置・卸の3組合が初の合同制度委員会を開催。	3	臨時行政調査委員会は最終答申提出。
	10	県製薬協同組合は『製薬倫理綱領』を組合員に提出。	6	国債発行残高100兆円を突破。
1984 (昭和59)	10	「奈良の配置薬」が『エコノミスト』に掲載される。	12	行政改革についての5法公布。
			8	専売公社民営化関係の5法公布。
1985 (昭和60)	7	配置販売業教育指導要綱作成。	10	健康保険法改正公布。
	7	地場産業振興センターに奈良県産家庭薬50点を展示。	5	男女雇用均等法を衆院で可決。国鉄再建委は87年4月からの民営、6分割などを最終答申。
	8	奈良市生協は組合員を対象に配置薬部門を開設することを決定。	6	中小企業技術開発促進臨時措置法公布。
	11	高取町に「くすり民俗資料室」開設。	10	雇用審議会は60歳定年法制化を答申。
1986 (昭和61)			10	経済対策閣僚会議は内需拡大対策を決定。
	3	厚生省薬務局は医薬品の委受託製造の緩和のため、委託製造の取り扱い要領を定める。	1	円相場高騰へ向う。
	7	全国配置家庭薬協議会、全国配置家庭薬工業組合連合会の両総会を奈良市で開催。	4	政府は円高不況緩和、内需拡大のための総合対策を決定。
1987 (昭和62)			9	ガット閣僚会議はウルガイ・ラウンドを宣言。
	6	全国配置家庭薬工業組合連合会は創立10周年記念式典を東京都で開催。	10	鉄鋼、造船などで一時帰休相次ぐ。
			1	臨時円高対策本部設置。
			4	国鉄分割民営化、経済審議会は「構造調整の指針」（前川レポート）提出。
			5	経済閣僚会議は「内需拡大、輸入増加」などを内容とした緊急対策決定。
			12	日本の外貨保有高は西独をぬいて世界第1位。
1988 (昭和63)	4	置県100年を記念して『奈良県薬業史・資料編』刊行。	4	改正労働基準法施行、当面は週46時間制。
	6	県製薬協同組合はならシルクロード博の奈良県産薬館に製品展示。	6	牛肉、オレンジ自由化について日米交渉妥結。
	7	全国配置家庭薬協議会総合・全国配置家庭薬協会設立総会（改組）	8	金融機関の週休2日制開始。
			12	税制改革関連6法案成立。消費税

年代	月	薬事関係	月	医事関係ほか
	10	を滋賀県で開催。 覚せい剤等薬物乱用撲滅県民大会 (榎原市) に各企業参加。	12	実施決定。 87年末土地資産総額はアメリカの 4.1倍と経企庁発表。
			12	中小企業政策審議会は『中小企業 をとりまく環境の変化と高度化制 度の今後のあり方』についての報 告書発表。